

平成24年度 第4回鳥取市景観形成審議会 議事録 要旨

日時：平成25年 2月18日（月）14：00～16：00

場所：鳥取市役所 駅南庁舎地下1階 第2会議室

審議委員 芦澤喜武委員【会長】、中橋文夫委員【副会長】、平井 覚委員
大北美知枝委員、池本義隆委員、松島 勇委員、西山靖代委員
熱田龍二委員、房安一也委員、中島英明委員、西垣文智委員
事務局 鳥取市都市整備部 大島英司部長、都市企画課 藤井光洋次長兼課長
山本勝信景観形成係長、前田琢磨主任、廣谷一茂技師
道路課 長谷川幸彦主査兼維持第一係長、新田洋介主幹
建築指導課 桑村和滋課長、岡垣頼和技師
中心市街地整備課 楠本 博課長、岡 和弘課長補佐
若桜街道戎町地区建設準備組合 渡辺 博代表

■ 議事内容

事務局>それでは定刻となりましたので、ただいまより平成24年度第4回鳥取市景観形成審議会を開催します。私は、本日の司会進行をさせていただきます都市企画課の藤井です。会議次第に沿って、進めていきますのでどうぞよろしくお願ひします。座って進行させていただきます。それでは審議会に移りたいと思います。まず議事に先立ちまして、当審議会の会長であります芦澤会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思ひます。よろしく、お願ひします。

芦澤会長) みなさん、ご苦勞様です。最近、気候の変動がきつく、毎日のように変化しています。本日は、二十四節季の雨水ということですが。雨水というのは、雪から雨に変わる日です。日本人というのは、季節に敏感です。ちょうどこの時期は、梅の花が咲き、探梅から観梅に変わる時期です。探梅というのは、雪の中で咲いている梅を探がしてまわることで、ちょうど立春の頃から今頃にかけて、観梅という言葉になります。観は景観の観の字で、これは梅の花をただ観るのではなく、艱難辛苦に耐えて咲いている梅の花、その香り、顕在化している美しさの根源を考えて観るということです。まさに、景観の観の字であります。景観も同じことであろうと思ひています。景観についても、現在顕在化している美しさ、その源を考えなければいけません。気候風土や歴史、そのようなものを考えていくのが、景観だと思ひています。本日は報告事項として3件、協議事項が1件ありますので、よろしくお願ひします。

事務局>ありがとうございます。続きまして、大島都市整備部長より一言ご挨拶させていただきます。

事務局>本日は足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。都市整備部は、引き続き景観に配慮したまちづくりに努めるため、本日報告します事項について、庁内会議で結論が出て固まった計画を景観審議会に諮った上で、意見を伺い持ち帰るという形ではなく、庁内会議が進んでいる状況で計画等の方向性がある程度示せる段階で報告させていただき、意見をいただくという形を取らせてもらっています。ですから、詳細について詰まっていない部分があるかと思います。特に、2番目の報告事項であります“鳥取市空き家等の適正管理に関する要綱（案）”については、庁内会議と並行して作成している関係上、まだ外部に発表しておらず、この審議会でも報告するのが初めてになります。ここで出された意見等については、間違いなく関係の会議に持ち帰り検討し、方針を改めて報告させていただきます。このような事情から、この審議会の議事録等をホームページに掲載するタイミングについては、調整をさせていただきたいと思っています。今回、早めに報告させていただく分、庁内会議が同時進行しているという事情を了承いただければと思っています。本日は、よろしくをお願いします。

事務局>それでは審議に入る前に、本日の委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。本日は、全11名の委員の皆様、全員が出席されています。したがって、景観形成条例第31条第2項の規定により当審議会が成立することを報告させていただきます。またこれより先、議事の進行は同条例第31条第1項の規定により芦澤会長にお願いしたいと思います。それではよろしくをお願いします。

芦澤会長) それでは、始めたいと思います。まず、3番目の報告事項の第1点目、“鳥取駅南口交通広場の整備について”説明をお願いします。

3 報告事項

(1) 鳥取駅南口交通広場の整備について

※事務局から資料1を用いて説明：略

芦澤会長) それでは、この件について委員の方々からの質問等がありますか。

西垣委員) ひとつ伺います。サイン等の表示板の設置は考えていますか。

事務局>道路としての路面の表示は考えていますが、サインのように看板的なものについては、現在のところ考えていません。

西垣委員) わかりました。

熱田委員) この駅の南口ロータリーの関係は、2期の基本計画に謳ってあります。こういうかたちで経過を示してもらい、委員の皆さんの意見を聴きながら話を進めてもらうことについては、ありがたいと感じています。是非、中活協の方でもお願いしたいと思います。それから、駅の北口整備については、県と市で2年程前に行っています。そことの関係で気になる点があります。まずひとつは、一般車両の駐車場が25台あることです。無料か有料か解りませんが、ここに25台駐車できるのは、ある意味良いのですが、そのために緑が3分の1程度になるというのが、非常に残念だという気がします。なぜかという、現在、駅北口のケヤキの広場と南口の大黒様付近を見た場合、正確にカウントしたことはありませんが、どちらに滞留される市民の方が多いかという、意外と南口も多いと感じています。そのような場面を見てみると、車ばかりになるのはさびしい気がします。これは、もしかすると半分程度でも良いのではと考えてしまいます。それについては、交通量等の関係があると思いますので、検証してもらいたいと思います。北口の場合は、7台か8台程度のスペースだと思います。北口のような形で回遊させるような方法を取った方が良いでしょうと思いますし、長時間駐車するような問題が出てくるように思います。そのあたりは今後、検討してもらいたいと思います。ですから、緑の問題については、もう少し工夫が欲しいと思います。それから、もう1点は、図面上左側の市道についてです。2期の基本計画でも、市道の拡幅という話があります。この市道は、計画の中で3期工事において拡幅し、駅南ロータリーに接続する計画になっています。この計画図が、市道拡幅工事を踏まえた上で作られているのか、あるいは市道拡幅工事は別として考えられているのか、この2点について、考え方を教えてください。

事務局>まず駐車場の件ですが、現在計画図では25台としていますが、これが最終形でなく検討が必要だと思っています。今後の検討で、駐車台数をもう少し減らし、歩道部を広げるという話も出てくると思っています。また、この駐車場は、一時待機場と考えていますので、30分程度の駐車は無料としますが、この時間を越えると時間により料金を科すというようなことを、現在考えています。基本的にこのスペースは、常時駐車できる駐車場ではなく、一時的に駐車をする待機場としての機能のみを持たせたいと考えています。2点目の件ですが、資料1、1頁の図面でいうと左上に同じ赤線で示している、市道扇町幸町1号線の拡幅改良を将来計画しています。この計画については、現在解る範囲で想定した拡幅幅や道路曲線でロータリーに接続するよう、図に示しています。詳細な部分まで、まだ検討できていない状態で、あくまで想定のもので、今後、この市道の計画が固まっていけば、ロータリー内のタクシー降車口等の配置にも影響が出てくると思いますので、併せて検討し進めていきたいと考えています。

芦澤会長) 今、問題のありました緑の件について、私の考えがあります。これまでは、緑を増やすという観点から、どんどん緑を植えてきた経緯があります。これからは、緑を増やすというよりも、質の高い緑にして欲しいと思います。現在、この駅南の空間

を道路整備の考え方、例えば縁石で囲った緑地帯を設けるような整備としています。これを、駅南の広場であるという考え方をすると、この計画案では、あまりおもしろくないという気がします。緑地を縁石で区切ってしまうのではなく、林のようなイメージのものとし、その中に何本が高木を植えて景観上美しくなるように整備して欲しいと思います。今頃の公園には、敷地内に食堂などいろいろなものがあるのが望ましいと言われています。これと同じような感覚で、公園の中に駐車場があるというような逆の発想をもって考えて欲しいと思います。高木の本数は少なくとも良いです。安全面から仕方がないのかもしれませんが、なるべく縁石で区切り閉鎖的にならないようにしてもらいたいと思います。高木を植えることにより、その空間の見通しを良くし、明るい感じにってもらいたいと思います。この計画案では、一般駐車場の方に木がほとんどありませんが、このあたりに高木を何本が配置をすれば良くなるという考え方で整備をしてもらいたいと思います。それから、ここにある大黒様のオブジェですが、これについては駅南に固執しなくても、JRの意に反するかも知れませんが、駅の中の中央コンコースに置いても良いのではないかと考えます。そうすれば、駅の乗降客の目に止まりやすくなると思います。その他、何かみなさんの方でありますか。

中橋副会長) 会長が言われたように、このような空間にはトータルランドスケープデザインという視点が必要です。土木的な機能については、説明があったとおりであると思います。しかし、ここは鳥取のひとつの顔ですのでガーデンという感覚が必要です。ですから、全体的な佇まいをしっかりと考え、緑の中に車が駐車するところから攻めていくのが良いと思います。そして大切なのは、現在の緑が減ってしまうという考え方が良いのかどうかです。現在の植栽はどうされますか。その周辺の植生調査を行い、その活用方法を検討することが必要です。これは、緑化フェアを睨んだ整備であると思います。ですから、この広場の緑地帯に、湖山池でしているようなナチュラルガーデンを造れば良いと思います。ナチュラルガーデンを造ることは、決して難しいことではありません。ここに、ナチュラルガーデンを造れば、持続性の高い花景観ができます。また、緑陰駐車場の考え方もあります。これについては、道路公団がサービスエリアで、既に施工している実例があります。一度、現場を見て参考にするのも良いように思います。そして取り入れて欲しいのは、緑陰を用いた駐車場を、芝生のプロテクターで覆う方法です。これは、鳥取大学の日置先生が研究されて、技術が完結しているものです。これを参考に、緑陰駐車場の概念を、この広場の駐車部に取り入れて欲しいと思います。これは、駐車部にプロテクターを入れ、その間に耐圧性のある野芝を入れます。そして、浸透性の構造にします。普通のアスファルトは用いず、粗粒アスコンでアースカラーの舗装にします。そういうディティールの配慮が必要です。そうすることで、ここがガーデンになります。恐らくこの計画案は、普通のアスファルトが用いられ、コンクリートの縁石で遮り、そこにサツキでも少し植えるような計画だだと思います。まさに、土木の設計です。そうではなく、人間がそこで自然と共生して快適な景観を造るような広場にしない

といけないと思います。ここにあるケヤキは、どうしますか。移植されますか。必要ければ、移植する場所に困らない環境大学に、是非ください。

芦澤会長) 現在ある植栽については、移植が考えられると思います。特に立派なケヤキは、残して欲しいと思います。

池本委員) このような審議会の資料には、パース図をつけてもらって、どのような景観に見えるかがイメージできるような説明があれば解りやすいと思います。また、これまで議論されている植栽については、現在は考え方が違ってきているので、減らすことに異議はありませんが、上質なものとして欲しいと思います。

中橋副会長) 緑陰駐車場の概念から言うと、緑地は減りますが、緑は増えます。土木の設計の方には、この様な逆転の発想を持って欲しいと思います。

芦澤会長) この駅南口広場の緑については、緑の機能として何を求めるのかが大切だと思います。求めるのは、まず景観の問題、その次に排気ガスの浄化機能くらいだと考えます。景観には、癒しの機能も含まれます。ですから、そのような植栽を配置していくことが大切だと思います。低木だろうとなんだらうと、植えさえすれば良いというものではありません。高木を配置することで、人間の目線で見通しも良くなり、空間が明るく感じられ、安全面も良くなると思います。現在、駅の周辺は中低木で塞いでしまっているのが現状です。このような状況は、いくら緑が多くても問題があると思います。

中島委員) ここまで、駐車場の規模や緑の減少について、議論がありました。これに関して、現在、大黒様の彫像の東側にも何台かの駐車スペースがあります。私が見た感じ、あの駐車スペースが満車になっているのを見たことがありません。あれも市が管理しているものですか。何か、あのスペースを活かす工夫ができないか、検討して欲しいと思います。それと、緑が減るということに少し思うところがありますが、質を高めるということで、緑地が減った分をカバーするというような考え方がある様ですので、それもひとつの案ではないかという気がします。審議会として、ひとつお願いがあります。それは、近くにある袋川から引き込んでいる川のことです。あの川の管理が、何とかならないものですか。ごみが目立ち、雑草が生える等、少し見苦しく感じています。駅南口広場整備も大切ですが、その周辺の環境として捉え、あの川の管理も大切に思います。また併せて、一条工務店の方にある大きな水路が泥でいっぱいになっているので、この水路あたりまで、駅南口の振興として一体的に捉え、管理および整備が必要だと思っています。

芦澤会長) そのあたりは、過去にも何度か整備していると思います。各種団体がボランティアで清掃をしていますが、完全に行き届いていないというのが、現実だと思います。

事務局>東側の駐車スペースですが、中心市街地活性化の検討の中で、さざんか会館方面に向かう動線内にある福祉サービス拠点と位置づけています。その検討の中で、ソフトバンク旧電波塔建築物の今後の処置や、今、話のあった駐車スペースの景観をどうするか等も含めて、さざんか会館方面へのアクセスを一体的に検討できればと思っています。その際に、鉄道記念公園や山白川の美化問題も再度見直すことになると思います。ここで終わりということではなく、東側の区域については、現在の環境を更に向上させる検討をしていきたいと考えています。

芦澤会長) その他、何かありますか。ないようです。この件については、いくつか意見が出されましたので、その点をよく検討研究してください。それでは次の“鳥取市空き家等の適正管理に関する要綱(案)について”説明をお願いします。

3 報告事項

(2) 鳥取市空き家等の適正管理に関する要綱(案)について

※事務局から資料2を用いて説明:略

芦澤会長) 今の説明について、意見、質問がありますか。

房安委員) 先日、自治会の会長会で空き家の調査依頼がありました。空き家の定義について、調査依頼を受けた時には、“人が住んでいない家”ということでした。これを踏まえて今回の資料を読むと、空き地も含まれるように読み取れる感じがします。このあたりのことは、調査依頼の段階で説明されていません。どのように捉えれば良いですか。

事務局>調査依頼は、純然たる空き家をイメージしてもらえば良いと思います。資料の中の定義については、空き家と言っても、空き家とその敷地内の木等を一体として捉えており、敷地内の木等が隣接地に影響を及ぼすような事態を想定しているものです。

房安委員) 調査は、建物があって人が住んでいない状態のものだけで良いということですね。

事務局>そうです。建物がなく更地に雑草が生い茂っているような土地については、空き家として、調査する必要はありません。

房安委員) この資料を見ていて、既に倒壊しているものも含むと書いてあったので、倒壊しそのまま敷地に残っているものも対象にするように読めたので確認させていただきました。

事務局>家が倒壊している状態であっても、空き家の定義に含めています。

房安委員) 今日の新報で、米子の空き家対策の記事がありました。対策するに当たり、税制面で、建物がある場合は安く、更地にすると高くなるという実情から進んでいないということでした。現在、人が住んでいない状態で取り壊しの費用が出せない物件について、所有者側に費用を出してまで更地にするメリットが無いと判断された場合、空き家として残ってしまうと思います。このような事態を回避するため、策定しようとしている要綱に、所有権の放棄を促すような文言があっても良いように思います。

事務局>資料2の3頁の基本方針の中ほど、まだ検討中ではありますが“2. 以下の行政による対策について、検討を進めるものとする。”という箇所があります。これについて、詳細な資料ができていない状態ですが、本年度末の段階で具体的に担当課を定め、どのように進めて行くかを示した上で公表したいと考えています。今回はあくまで、危険な建築物が、隣接する敷地に悪影響を及ぼすことを排除するための適正管理にかかわる部分だけを先行して抜き出しています。先ほど示しました資料記載部分で、“(3) 寄付及び補助に関する個別事業の検討”や“(4) 利用可能な空き家の利活用”あるいは“(5) 緊急対応”等で、細かくどのような手当ができるか検討リストを作成し、新年度、更に検討を深める中で、いま提案いただいたような内容について、どこまで行政ができるかという整理をしていきたいと考えています。ですから、いま基本方針で示している内容が、すべて要綱案に盛り込んでいる訳ではありません。行政の対策が具体化してきましたら、“補助金の交付要綱”や“空き家の活用要綱”といったものが策定されていくというイメージで捉えてもらえればと思います。

芦澤会長) この資料で方針案や要綱案が示されていますが、いきなり要綱案の第4条に“景観”ということばが出てきます。このことについて、いきなり第4条で出してくるよりも、基本方針や要綱の目的を謳っている条文というところに“景観”という文言を加えて欲しいと思います。

中橋副会長) 次の第6条第2項は、空き家の調査をして台帳を作成するというものだと思います。私がこの要綱案を読んでみて、このようなものは、該当建築物の現状調査をきちんとして、保存、修復および撤去の判断ができるようにして欲しいと思います。このようなことができていない段階で“良好な景観”という文言が出てくるのは早い気がします。現状調査を行い分析し、類型化を行う。これに対し景観のグレードを設定していく。そのようなロジックを踏まえた方が良いと思います。そして具体的な事例を挙げ、スケッチを残す等、マニュアル的な整理をしていけば説得力が出てくると思います。そのように系統的に検討した方が良いと思います。

熱田委員) 空き家対策については、街中でも課題になってきつつあり、もうなっていると言っても良いかもしれません。このような対策を進める中で、私たちが事業を起こそうとしたとき、現状空き家であるけれども空き家ではないと町内の方に言われることがあります。そのように言われる根拠としては、ご子息の居住地が明確ですぐに連絡も取れるということのようです。このようなことで、手をつけることができず苦労することもありました。このようなこともあり今後対策をとるにあたり、基本方針等の中にも対策が謳われていますが、もう少し幅の広い対策がとれるようにして欲しいと思います。このあたりは、中活でも重要な案件ですので、関係課と打合せをしながら進めようと思っております。今後の調査で、類型化等されてくると、そのあたりのことが見えてくると思います。このようなことを踏まえて、もう少し幅の広い対応策がとれるようなものにして欲しいと思います。

芦澤会長) 今ありました、空き家であって空き家ではないという話は、“景観”を対象とする論外となるように思います。私たちは、景観法という法律で、美しい景観、良好で快適に暮らす権利を持っています。景観上不適切な物件であると認識し対応しようとした場合には、住んでいようがいまいが関係はありません。人が住んでいても、景観上周辺に迷惑をかけるような物件については、指導ができる部分もあります。もう少し景観という視点を、この中に組み込んでみると、やり易くなるかもしれないと思います。

事務局>家に住んでいる場合には、建築基準法で対応をしています。現在もこの法律に基づき、適正に管理することを、対象所有者には連絡指導を行っています。

芦澤会長) それはあくまで建築基準法の指導であり、景観上の指導があっても良いのではないかということです。このようなことも考えていただき、複数の法律をもって、対応できるようにする方がやり易いかもしれないという気がします。

事務局>建築基準法の指導をきちんとしなければいけないということで、最低限の要綱を作っています。ここで、先ほど指摘のありました台帳や空き家対策本部は、このために限定している訳でなく、まちづくりや景観を守る観点の議論も当然していきます。今の時点で最低限、台帳や役所内で幅広く議論ができる会議、危険物件に対する指導ができるようにしておかないと、先に進まないというところで、このような報告をしています。そして、これから順次、要綱になるか政策的なものとなるかは、引き続き検討していきたいと考えています。

芦澤会長) わかりました。その他、何かありますか。ないようですので、次に移ります。それでは3番目の報告事項“戎町地域コミュニティ再生・にぎわい事業について”の説明をお願いします。

3 報告事項

(3) 戎町地域コミュニティ再生・にぎわい事業について

※事務局から資料3を用いて説明：略

芦澤会長) ありがとうございます。この報告について、みなさんの方から意見等ありますか。

西垣委員) 資料3の2頁に地図があり、戎町地区が示されています。テレビからの情報ですが、この近辺にある五蔵圓ビルを耳にしました。将来的に、この五蔵圓ビル等との関係はどのようになるのか教えてください。

事務局) 五蔵圓ビルは、まちづくり会社を立ち上げられて運営されています。私共も同様に、まちづくり会社をつくり運営していくことを考えています。この付近のまちなかの再生およびにぎわいづくりのため、互いに協力し、役割分担できればと思っています。

西垣委員) わかりました。

芦澤会長) 他にありますか。

熱田委員) 今回プロジェクトの目的の中に、まちなみや景観に配慮した施設計画ということで、景観上の問題に配慮した形で検討されています。ここの課題と言いますか、若桜街道全体のまちなみをどうするのかというのが、大きな課題になると思います。この地区は防火建築帯として残っていて、この中で残すもの、また新たにリニューアル、イノベーションするもの等、いろいろな方策を検討しなければいけないと思っています。やはり景観上、久松山との関係やどのような建築物とするか等の方向性を、この中で検討していきたいと考えています。そのような意味において、これは先導的な事業と捉えていますので、景観上の視点から若桜街道全体を含めて、みなさんの意見を聴かせていただければと思っています。

中橋副会長) 資料で、再開発の考え方や平面プランを見て、すばらしい計画案だと感じました。しかし、オープンスペースの設計という概念からすると、真ん中にメイン道路、アーケードの歩道があり、次にいきなり建築物の壁、そして裏にオープンスペースをとる計画としているのが気になります。私は、むしろ逆で、和のガーデンやイベント広場をファサードとして扱い、アーケード歩道の次に配置し、建築物はセットバックさせる方が良いように思います。このようなセットバック志向のデザインが、空間を豊かに見せてくれると考えます。このことから、設計の考え方を反転させて、メイン道路側に広場等の空間を配し、建築物をセットバックさせるように検討して欲しいと思います。

事務局>指摘のあった部分について検討しなかった訳ではありません。このような計画案にしているのは、広場側が南側になるからです。現在、南側にはシティホテル等の高い建築物が建っており、セットバックさせると採光できなくなります。そしてもう1点、周囲に空間ができるだけ取れるように配慮しています。このように、建替える建築物が、住まいであることを重視し、住まいとして採光できること。また、裏に配置する公園や袋川とのつながりも強く考え、このような計画としています。

芦澤会長) このように大変な事業で、よくここまでまとめられていると感心しています。私たちとしては、袋川やいろいろとおもしろいオブジェのある若桜橋、久松山、そしてまちなみに対して、景観的な配慮をしてもらい、これから詰めていく実施設計に、“美しい”ということ意識して向かって欲しいと思います。“美しい”という付加価値をつけることで、まちなみの味わいを演出してもらいたいと思います。そして、魅力があり、模範となるような景観にしてもらいたいと思います。また、先ほどのセットバックに関する問題ですが、全体をセットバックが難しいのであれば、通り抜けの道の一部に、木を配する等の工夫をすることで、もう少し柔らかく感じるようになると思います。また、できる範囲で検討をお願いしたいと思います。

事務局>わかりました。アーケード部分に関しては、まだ具体的なデザイン等の検討をしていない状態ですので、実施設計の段階で検討したいと思っています。

芦澤会長) これから実施設計の段階で、そのあたりの検討をお願いしたいと思います。利便性も大切なことですが、“美”ということにも配慮してもらって、味わいのあるものにして欲しいと思います。期待しています。

事務局>本日、報告した理由ですが、市役所としては、若桜橋のたもとから久松山側を景観上、重要な地域として捉えているからです。また、市役所が単独で、周辺の生活を支えるヘルパーステーションやコミュニティレストランを、既存の防火建築帯の中に行政だけの負担で整備しようとする大変な事業となります。私たちとしては、このようにまちづくり会社を立ち上げ、こういった機能が世代を超え引き継がれること、景観的な配慮をってもらうことを前提に、建築物の共同部分や広場部分について、部分的な支援を行い事業成立させたいという立場で関わっています。

芦澤会長) わかりました。大体、橋のたもとというのは、昔から人が集まる場所です。江戸時代の浮世絵を見ても、橋のたもとは人がたむろし、そこに大木があるというのが、ひとつの景観的な要素となっています。若桜橋のたもとにも、昔は交番があり、柳の大木がありました。そのように整備して欲しいということではありませんが、みんなが見て、何か味があると感じるようなまちにして欲しいと思います。その他、何かありますか。ないようですので、これで報告事項は終わりたいと思います。それでは、次の協議事項に移りたいと思います。“駅前太平線大屋根に設置する広告物

について”説明をお願いします。

4 協議事項

(1) 駅前太平線大屋根に設置する広告物について

※事務局から資料4-1, 4-2を用いて説明：略

芦澤会長) 事務局からの説明に関し、質問はありませんか。

池本委員) 駅前太平線大屋根に、大丸とか商店の方が広告物を出す場合、どこに申請すれば良いのですか。

事務局) このアーケードに関しては、駅前商店街と市が協定を結んで、管理をお願いすることになりますので、このアーケードに設置するバナーについては、商店街が設置するもの、または市が設置するものになると思います。

池本委員) 設置するのは有料ですか。

事務局) 今、駅前商店街が若桜街道側にこのようなバナーを設置されていますが、それには3種類あり、1つは駅前商店街のもの、2つ目はお袋市、3つ目はガイナレのもの。今後、広告料をとって掲示することがあるかもしれませんが、何々商店と文字の大きい広告が出ると、景観上良くないと思います。

池本委員) 有料広告ということで、各商店が自由にいろいろな大きさ、デザインの広告物を掲示できるようになれば、景観上、統一的できれいなデザインの広告物が掲示されないとと思うのですが。

事務局) 今、駅前商店街と協議会的なものを立ち上げており、この前もバナー広告について協議しました。その中で、統一的なものにしないと街のイメージが出てこないという意見がありました。公共的なものと考え、あまり突拍子なものでない方がよいという意見もありました。

芦澤会長) ベルギーのグラン・プラスという広場から出ている通りは、看板もなく、とても美しい通りです。この通りのある街を考えると、バナー広告がぶらぶらとしているのはどうかと思います。先ほど説明があったとおり、車道全体にかかるような大型アーケードは単なる通路ではなく、人が集い憩うような広場でもあるため、屋外広告物上、例外扱いにすれば良いと思います。今後、この大型アーケードの広告物を変更しなければならぬときに、また検討すれば良いと考えます。アーケードの規

模・設置場所などを考慮して、その都度検討すれば良いのではと思います。広告物の数をあまり多くしたくないし、できるだけ減らして欲しいと思います。看板の形状・デザイン・材質など景観に良いものと考えてもらえると、面白くなると思います。

中島委員) 材質はどのようなものですか、看板のようなものですか。

事務局> 車道部分については、天井から吊り下げるようなものになります。風の対策を考えてメッシュのようなものとするか、まだはっきりと決まっていません。

中島委員) 内容としては砂の美術館というような公共的なものですか。

事務局> ガイナール等も考えられます。

中島委員) 広告内容は、1枚1枚違う内容のものですか。それとも、全部同じ内容の広告物ですか。

事務局> 商店街が設置するものなので、商店街と話をしてみないとわかりません。

芦澤会長) いずれにしても、景観に合った美しいデザイン・規格のものにして欲しいと思います。

熱田委員) 大屋根を設置した目的から外れないような広告物を考えなければならないと思います。にぎわいを創ることも必要ですが、何故ここに芝を敷いて大屋根をつくり憩いの空間をつくるのかということを考えて、広告物についても考えて欲しいと思います。また、このような公共的なアーケードの中に、有料広告があること自体に違和感があります。広告物と信号機との関係で、交通の障害になることはありませんか。ないとは思いますが例えば、電飾をするような広告物です。さらに、どのような広告物を設置するかを検討する機関がある方が、後々問題になることもないと思います。

事務局> 国交省の道路占用の取り扱いでは、公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物であれば広告料を取っても良いことになっています。当地区の広告料も空間の維持管理のために活用されると思います。

事務局> 今、信号機が見えるか等、安全性について、質問がありました。当然、最優先の問題であると考えています。今、示している基準は最大限のものです。この審議会で、信号機が見えるかどうか、安全性がどうかという検討をするものではなく、当然、安全性については重視された上でのことと考えています。

芦澤会長) これからは景観上の問題として、この度の大型アーケードや太陽光発電パネルの間

題など、新しい景観という問題が出てくると思います。屋外広告物条例等が想定していないような広告物が出てきています。そのため、その都度、広告物について検討しなければならないと思います。

中島委員) 基本的には従来の基準をすべて適用させ、この度の駅前太平線大屋根の広告物に限り、特別な基準を作るということではできませんか。説明にもありました駅前サンロードのアーケードは屋根の高さが3mを超えているものもあります。この改定案の基準3mを超えたアーケードについては、改定案を適用させるということですか。

事務局> そうなります。景観法上の基準は設けるべきであると考えています。屋外広告物法上、広告物の大きさについては、ある程度の基準を設けるべきであると考えています。現在、いろいろな長さのバナー広告やデジタルサイネージという電飾看板のようなものまで出てきています。これらの広告物等も含めて、ある程度の規制が必要であると考えています。広告物の横の長さは梁間の2分の1であります。横の長さについてはそのままの基準で良いと考えています。しかし、バナー広告のような縦長の広告物が出てきたため、屋外広告物法上、地面から広告物の下端までの高さが、道路上では4.7m以上であり、歩道上の場合は2.5m以上という基準の許す範囲内であれば、縦の長さを緩和できないかということについて、検討をお願いしています。

事務局> アーケードの最高有効高さは3mを境にした基準が本当に良いのか、また実際、サンロードに、広告物が吊り下げられた場合、一体どのようなイメージになるのか、ということが問題になっています。事務局の提案としては、駅前太平線大屋根に関しては安全面を確認しながら改定案を適用していきたいと思っています。そして、サンロードのアーケードについては広告内容が明らかになってから、別途、協議するということがいかがでしょうか。事務局としても、サンロード商店街がどのような広告物を想定しているのか把握していないので、情報を収集してから、この度の改定案でいけるかどうか報告させて欲しいと思います。

房安委員) このような公共空間には、固定的な広告物はそぐわないように思います。例えば、布製のものであれば、風がふけばたなびく等、景観上も好ましいように思います。

西山委員) 駅前太平線大屋根のようなアーケードもあれば、サンロードのようなものもあります。屋根の高さを一律3mという基準で判断するのはどうかと思います。

事務局> 屋根から吊り下げる形でバナー広告をしているのは、駅前通りだけです。それ以外の所は、アーケードの支柱から横方向に棒を出し、その棒にバナーを吊り下げています。

事務局＞若桜街道のアーケードは、高さ3.25mですが、従来の基準では、縦の長さは最大50cmです。また、改定案を適用すると、歩道部では地面から広告物の下端までが2.5mあれば良いので、バナーの縦の長さは最高75cmまで許されることになります。

事務局＞駅前太平線大屋根については今後、交通安全面などに関する検討をする際に、広告物にはある程度の限度が必要だと思っています。また、検討会で議論するにもある程度の限度がないと、どこまで面白い広告物にするのか、話がしにくい面があると考えています。この度、示しました新しい基準は、駅前太平線についてのものです。他のアーケードに、屋外広告物法の基準をどのように適用していくかについては、提案のとおり、今後の検討課題としたいと思います。また、広告物のデザインについては、市役所と駅前商店街実行組合とで検討していきたいと思っています。

芦澤会長）それでは、この度の改定案の基準は、駅前太平線大屋根について適用し、その他のアーケードについては今後、検討していきたいと思っています。駅前太平線大屋根の広告物については、広告物の大きさの基準ばかりではなく、景観について、もう少し検討をお願いしたいと思っています。

5 その他

※事務局からの連絡事項：略

芦澤会長）本日の審議会は、これで終了します。本日は、ご苦労様でした。